

第 11 回滋賀県首長会議テーマ一覧

提案 団体	テーマ名およびテーマの趣旨（概要）
1. 滋賀県の治水対策について	
野 洲 市	<p>滋賀県の治水対策について</p> <p>近年、異常気象等による水害及び土砂災害の危険性は高まっており、本県でも度重なる台風の襲来により、県内各地で甚大な被害が発生している。</p> <p>具体的には、全国レベルでは、平成 27 年の台風第 18 号等による関東・東北豪雨災害、平成 28 年の台風第 10 号による北海道、岩手県の集中的被害、昨年 7 月の九州北部豪雨など、また県内では平成 25 年の台風第 18 号、昨年の台風第 5 号、21 号などにおいて従来の想定を超える自然の脅威による被害が発生している。このことは、気象庁のデータにおける、昭和 51 年～平成 28 年の 1 時間降水量 50mm 以上及び 1 時間降水量 80mm 以上の年間発生回数はいずれも増加していることから裏付けられる。</p> <p>こうしたなか、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害を機に策定され、国が進める「水防意識社会再構築ビジョン」に基づき、治水においてはハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することが求められている。</p> <p>滋賀県の河川の特長としては、近江盆地を形成する山並みに源を持ち、一級河川の瀬田川、大戸川及び北川を除きほとんどの河川が盆地の中央にある琵琶湖に流入していることである。このため、多くの河川が天井川であるとともに、琵琶湖の水位の変動の影響を受けることである。一方、一級河川の一つである琵琶湖は、下流府県市の水源として、琵琶湖総合開発事業により水位変動幅 2.9m のダム湖となっているとともに、下流への流出は瀬田川 1 本のみとなっている。（厳密には、琵琶湖疏水もある。）</p> <p>こうしたなかで、滋賀県の河川整備の面における治水対策の課題を整理すると次のようになる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 姉川、芹川、日野川、野洲川中上流、大戸川、大津放水路 2 期、安曇川などの主要河川及び中小河川の整備の遅れを取り戻し、計画促進を図ること。 2. 琵琶湖総合開発事業によって整備された琵琶湖を含め整備済み河川の草木除去と浚渫等および樋門・ポンプ等河川管理施設の維持管理・更新。 3. 国のダム検証により『最も有利な案は「大戸川ダム案」である。』とされた大戸川ダムの整備促進及び中止となった丹生ダムの事後対策と高時川及び姉川の河川整備による治水対策。 4. 琵琶湖総合開発事業による琵琶湖のダム化による水位変動、特に洪水時の水位上昇は、漁業、生態系はもとより湖岸の侵食、流入河川の滞留による水位上昇に伴う中流域での浸水、湖岸堤の堤内地の内水排除など多くの負の影響を生じている。琵琶湖の容量に比べて瀬田川の流下能力が基本的に不足していることに加え、豪雨時には下流域保全のために瀬田川洗堰の操作により流下能力を落とし最終的には全閉することとなっており、事態を一層厳しくすることとなっている。平成 25 年の台風第 18 号では、洗堰操作規則が定められて約 20 年後始めて、昨年の台風第 21 号でも全閉が行われ、湖面の水位上昇をみた。

提案 団体	テーマ名およびテーマの趣旨（概要）
野 洲 市	<p>以上の課題を共有したうえで、次のことに関して県の考え方を確認し、今後の治水の進め方を議論したい。</p> <p>1. 上述のように河川整備の課題は、進捗は遅れている。</p> <p>例をあげれば、一級河川日野川の場合、過去に大きな災害に何度も見舞われており、先の台風第 21 号でも破堤寸前の状態であった。改修事業は進められているが、事業費は、最盛期の 7 割程度となっており、想定より遅れている。今後、JR 琵琶湖線や新幹線との交差部分の工事も控えている。他方、豪雨によるリスクは増すとともに、丹生ダムの中止等により、姉川等県の河川整備事業量は増えている。どのような対応策を考えているのか？</p> <p>また、地元から長年出されている、日野川及び野洲川の直轄化要望についての考え方は？さらに、昨年からは県管理となった大津放水路の整備方針は？</p> <p>2. 県管理河川の除草や浚渫の頻度が落ちたため、住民から不安や要望が多く寄せられることとなっている、これらへの対応策は？</p> <p>3. 瀬田川洗堰については、淀川水系河川整備基本方針に「所要の堤防等の整備や洪水調節施設の整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わない」と明記されているにもかかわらず、平成 25 年と昨年 10 月に全閉操作が行われた。全閉の頻度抑制、解消への見通しは？</p> <p>4. 国の大戸川ダム建設事業検証では、最も有利な案は「大戸川ダム案」との評価が示された。平成 25 年と昨年 10 月の台風時にも、ダムがあれば、大戸川流域はもとより、琵琶湖沿岸及び下流域にとっても安全度が高まっていたと考えられる。洗堰操作規則も大戸川ダムを前提に定められている。ダム建設事業に対する考え方は？</p> <p>また、ダム中止を打ち出した平成 20 年 11 月の四府県知事合意の根拠となった京都府の『淀川水系河川整備計画案に対する京都府域への効果に関する技術的評価について』では、「大戸川ダムは、(略)大戸川の治水には有効であるが、水系全体で見れば、中上流の改修と密接に関連する施設であり、中上流改修の進捗に伴って必要性が順次高まっていく施設であることから、現時点での緊急性は低いものと考えられる。」、「大戸川ダムは、下流に対しては、天ヶ瀬ダムで不足する容量を補うという役割であり、少なくとも中上流の改修の進捗と共に、その必要性や効果を検討しながら方向性を見出すべきである。天ヶ瀬ダムを安全に運用するために大戸川ダムが役立つことは論を待たない」、「大戸川流域では今まで下流への影響に配慮し築堤等も控えられているのが現状であり、大戸川ダムによる洪水調節が当該流域の洪水災害低減には有効であるが、大戸川流域における効果評価や代替案の検証は滋賀県において実施されると聞いており、詳細についてはその結果を尊重する。」と述べられている。</p> <p>この報告に対する県の現在の評価及び大戸川ダムについての考え方は？</p>

提案 団体	テーマ名およびテーマの趣旨（概要）
近 江 八 幡 市	<p>瀬田川洗堰開閉に関する協定の見直しのための瀬田川下流域の機能分担等の対策について</p> <p>瀬田川洗堰の開閉は国の権力によるものであり、県民の生活や安全度からみて不可解である。天ヶ瀬ダムとの関連があるということだそうだが、天ヶ瀬ダム如何に関わらず、県は県民を災害から守る義務があると思うが、それについて意見交換を行いたい。</p>
近 江 八 幡 市	<p>琵琶湖へのヘドロ及びゴミ流入防止対策について</p> <p>本県は、雨水対策の殆どが側溝または河川への放流となっている。従って河川へ流入するゴミ類は下流部で堆積されるのが常であり、それが湖底へのヘドロ堆積となっている。</p> <p>琵琶湖へのヘドロ及びゴミ流入防止策として流入口に柵の設置はできないか。また、自治体の境界付近及び河川への流入小河川への柵の設置について意見交換を行いたい。</p>
<p>2. 第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会にかかる開催地及び主会場等の整備状況及びその他課題について</p>	
野 洲 市	<p>第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会が 2024 年に滋賀県において開催されることになっている。国民体育大会では、正式競技 37 競技の開催地を 2018 年はじめには内定する予定となっているが、現在 27 競技については内定されているが、残る 10 競技については未定である。このなかには、自転車、セーリング、ラグビーなど相当の施設整備が必要なものも含まれている。</p> <p>また、開催地が決定されているものにあっても、特に県が整備をすることとなっている主会場や体育館については、事業規模及び事業費等具体的な内容が明らかにされていない。</p> <p>開催年まで後 6 年となっており、本来であれば、市町の分も含めて、事業費が総括されているべきである。しかし、それが不明であるため、そのことが開催に向けての不安要因となっている。</p> <p>なお、野洲市について言えば、野洲市総合体育館での開催競技として 2 競技（卓球、バスケットボール成年女子）の開催が内定している。しかし、更に、県立希望が丘文化公園でのラグビーの開催について県より打診があるが、先催県での例を基に職員の動員数を試算したところ、対応不可能な人数となると事務レベルでは判断している。また、県立施設を会場とした競技開催については、県の施設整備の方向性が不透明であるため、協力体制が得られるのか、十分な施設整備が見込めるのか、事務レベルで危惧しているところである。</p> <p>さらに、国体・全スポの開催にあたっては、次のような事項についても懸念がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツボランティア等の人員確保 ・競技会場・駐車場等の警備員の確保 ・宿泊施設、輸送手段の確保 ・練習会場の確保 <p>以上のような状況を踏まえ、第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催にあたってのハード、ソフト、財源の観点から、準備状況と懸案課題について情報共有を提案したい。</p>

提案 団体	テーマ名およびテーマの趣旨（概要）
----------	-------------------

3. 地域の特性を活かした農用地の土地利用について

彦 根 市	<p>「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（通称：農村産業法）の対象地域の要件緩和について</p> <p>農村地域への工業等の導入を促進し、農業従事者が導入される工業等に就業するための措置を講ずるとともに、農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業等の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的として、昭和 46 年に「農村地域工業等導入促進法」（農工法）が制定された。</p> <p>その後、高度経済成長期以降の農業・農村をめぐる社会経済情勢の変化を踏まえ、農村地域での立地ニーズの高いと見込まれる産業も導入できるよう対象業種の限定を廃止するなどの改正があり、名称も「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（農村産業法）となった。（平成 29 年 7 月施行）</p> <p>この法律では、市町は、国の考え方に照らして真にやむを得ない場合に、市町の計画等に位置付けた上で、農用地を施設用地として活用することについても可能としており、遊休農地を有効活用するに当たり、非常に効果的な法律である。</p> <p>しかしながら、この法律において、対象地域の規定があり、滋賀県内においては、草津市と彦根市のみが対象外である。（人口 10 万人以上で人口増加率が全国平均より高い市であるため。）</p> <p>本市においても、この法律の対象となる市町と同様に、農業従事者の高齢化および後継者不足は深刻で、農業再生協議会の運営や新規就農者支援等の様々な対策を講じてはいるものの、耕作放棄地は年々拡大しており、その早急な対応が課題となっている。</p> <p>については、耕作放棄地の有効活用および農村地区への産業の立地・導入を促進するための手法の一つとして、農村産業法の活用を検討したく、対象地域の更なる要件緩和について、県を通じて国に働きかけていただきたい。</p>
-------------	--

提案 団体	テーマ名およびテーマの趣旨（概要）
近江八幡市	<p>農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて</p> <p>地方分権による権限委譲と地域間競争が進む中で、基礎自治体の自己責任により「魅力あるまちづくり」を進めるため、地域の特性を活かした土地利用の実現に向け次の事項について、意見交換を行いたい。</p> <p>(1) 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の見直しには、県知事の同意が不可欠となっているため、新たな産業の育成、企業誘致、地域振興対策等の活力に満ちたまちづくり施策が迅速に行えない。これは地域の成長を著しく阻害し、ひいては県全体の成長の妨げにつながると言わざるを得ず、非常に重要な問題である。よって、県内全ての市町が、農業施策を含め地域の特性と実態に即したまちづくりのための施策を迅速に行えるよう、県知事の協議・同意を必要とする現行制度の見直しについて意見交換を行いたい。</p> <p>(2) 圃場整備後も、機能の現状維持のためであって農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解される農業用排水施設の維持管理等の事業が数年ごとに実施されることにより、半永久的に8年未経過の要件が広範囲に付加され、本市では、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外ができず、他市への転出を模索するという事例も発生している。これは明らかに、まちの発展に支障が出始めているといわざるを得ないことから、農業用排水施設の単純更新事業については土地改良事業完了後8年未経過の対象から除外していただきたい。また、土地改良事業が実施されていない区域や事業実施から相当の年数が経過した区域であっても、農振除外に際しては優良農地と同様の扱いがなされ、有効活用が出来ないまま荒廃地となることが懸念されている。よって、このような農地については周辺の農地に与える影響も少ないことから、農振除外については市町による裁量を認めてもらうことについて意見交換を行いたい。</p>